

## 議事日程第2号

平成17年4月5日(火)

### 第1 議案上程(議案第1号)

提案理由の説明(市長職務執行者)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

### 第2 議案上程(議案第2号から第13号まで)

提案理由の説明(市長職務執行者)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

### 第3 議案上程(議案第14号から第25号まで)

提案理由の説明(市長職務執行者)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

### 第4 議案上程(議案第26号から第31号まで)

提案理由の説明(市長職務執行者)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(37人)

1番 佐藤 己次郎	2番 高野 寛志	3番 夏井 清勝
4番 大渕 與吉	5番 三浦 利通	6番 吉田 清孝
7番 佐藤 寿男	8番 木元 利明	9番 中田 敏彦
10番 中田 俊雄	11番 戸部 幸晴	12番 船木 重秋
13番 三浦 一郎	14番 畠山 富勝	15番 吉田 孝一郎
16番 古仲 清紀	17番 船橋 金弘	18番 大森 勝美
19番 小松 穂積	20番 安田 健次郎	21番 佐藤 美子
22番 笹川 圭光	23番 船木 茂	24番 越後 貞勝
25番 三浦 悅朗	26番 船木 正博	27番 柳楽 芳雄
28番 佐藤 善市郎	29番 鎌田 清太郎	30番 竹村 健一

31番 相澤哲夫 32番 佐藤俊一 33番 加藤春吉  
34番 中田謙三 35番 高桑國三 36番 吉田清美  
37番 杉本博治

---

欠席議員（なし）

---

議会事務局職員出席者

事務局長 菅原政義  
次長 加藤謙一  
局長補佐 小玉一克  
主査 畠山隆之  
主査 湊智志

---

説明のため出席した者

市長職務執行者	佐藤文衛	教育長	高橋金一
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	加藤金一
産業建設部長	山口淨児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	船木宏	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	三浦正勝
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	小坂幸明
農委事務局長	佐藤康利		

## 午前10時 5分 開 会

○議長（杉本博治君） これより本日の会議を開きます。ただいま佐藤市長職務執行者から、特に発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） おはようございます。

新男鹿市の初議会にあたり、旧男鹿市若美町の両議員をお迎えし、謹んでごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私にとりまして大変光栄に存じているところであります。まずもって、去る3月22日、男鹿市と若美町が合併し、新男鹿市が発足いたしましたが、両地域が両地域の新たな連携に温かいご理解とご協力を賜りました議員各位と両市町の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。新生男鹿市が一日も早く地域一体となり、その真価を發揮し、さらなる飛躍を遂げるため、引き続き皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨日の臨時会初日におきましては、議会運営上、もっとも重要な議長、副議長をはじめ各常任委員会委員及び議会運営委員会委員並びにそれぞれの正副委員長が選任され、議会構成が決定されましたことは、まことにご同慶に絶えない次第であります。皆様におかれましては、市民の代表として市勢の進展と市民福祉の増進のため、一層のご尽力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、新市におきましては、初代市長が決まるまでの間、市長職務執行者に私が選任されたところであり、微力ではありますが、全力でその任務を遂行してまいる所存でありますので、議員の皆様の温かいご協力、ご指導を賜りますよう重ねてお願い申し上げましてあいさつといたします。

○議長（杉本博治君） 次に、当局から説明員を紹介したい旨の申し出がありますので、これを許します。板橋総務部長

（板橋総務部長・説明員紹介）

○議長（杉本博治君） これより本日の議事に入ります。

当局より資料の送付がありますので、ご配布しております。

本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

## 日程第1 議案第1号上程

○議長（杉本博治君） 日程第1、議案第1号を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

### 【職員朗読】

議案第1号 男鹿市役所の位置を定める条例ほか194件の条例の専決処分について

---

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） ただいま議題となりました、議案第1号男鹿市役所の位置を定める条例ほか194件の条例の専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本年3月22日から男鹿市及び若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されたことに伴い、合併時に即時施行が必要な男鹿市役所の位置を定める条例のほか、194件の条例制定の専決処分を行ったものであります。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（杉本博治君） 次に、議案の説明を求めます。板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 私から、議案第1号男鹿市役所の位置を定める条例ほか194件の条例の専決処分について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。議案書でございます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年3月22日から男鹿市及び若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されたことに伴い、新市において即時必要な男鹿市役所の位置を定める条例ほか194件の条例について、専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

この195件の条例は、ひとつは法定により必ず設置するもの、もしくは制定が必

要なもの、またはこれらに準ずるもので、市政執行上空白期間の許されないもの。2つ目は新市の組織及びその運営または職員等の勤務時間に関するもの。3つ目は市民の権利、利益の保護、または権利の制限、もしくは義務を果たすため空白期間の許されないもの。4つ目は、公の施設等の設置、管理に関するもの。5つ目は、2市町が同様の制度を持つ事務事業に関するもので、統合する必要のあるもの、6つ目は合併協議会において協議済みのものの理由から、新市において即時必要とされる条例で、男鹿市若美町合併協議会で決定された整備方針に基づき、2市町の現行条例を基に、同協議会での各種事務事業の調整結果を踏まえ整備いたしたものであります。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。3ページは3月22日、専決処分した条例一覧表であります。

これは3ページの男鹿市役所の位置を定める条例から11ページの男鹿市土地開発公社の事業の調整、総合調整及び助成等に関する条例まで195件であります。

その条例につきましては別冊にいたしておりますが、その内容についての説明は、ただいま申し上げました内容で整備したものでありますので、省略させていただきたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

19番小松穂積君の発言を許します。19番

○19番（小松穂積君） 19番小松です。通告に基づきまして、1号議案に対して質問をいたしたいと存じます。

まず初めに、職務執行者であります佐藤執行者にお尋ねをしたいと思います。

現在、職務執行者として日々努力されていることは私も承知しておりますが、議会という機会でございますので、職務執行者の権限とはどういうものがあるのか、それから、さらに3月22日より本日まで、執行をしておると思いますが、それらの執行状況はどういうふうになっているのかを、まず第一点お尋ねいたします。

次に、ただいま195の条例が出されたわけであります、今回、合併によりまして旧男鹿市、旧若美町、これらにも条例が相当数ありました。今回合併によって廃止

及び不要となった条例はどういうものがあって、どの程度の本数があるのか紹介願いたいと思います。できれば具体的にこういうのはなくしましたというのがあれば、それも併せてお願ひ申し上げたいと。

次に、条例の第13号について中身の方であります、少しお知らせ願いたいというふうに思います。認可地縁団体の条例がございますが、この認可地縁団体とはどういうものを指すのか。第2条ではそれぞれ法に基づくものが示されておりますけれども、具体的になかなか私ども理解できませんので、その具体的な例としてどういうものがあるのか、そしてまた、この印鑑証明を発行したそういう実績はどの程度あるのか、この辺をお願いいたします。

それから、条例の68号であります。これ介護保険の基金積立の関係でございますが、間もなく、出納閉鎖は5月までなんですが、暫定も今ありますけれども、この介護保険の収支というのはほぼ出ているのかなというふうに思うわけでありますが、これの16年度末でどのくらいの基金の積立額が見込まれるのか、その辺です。さらに、本条例の第5条で、組み替え運用が可能ということですが、今までにおいてどのくらい運用がなされたのか、それともないのか、その辺の確認でございます。

それからもう1点は、条例第193号の関係でございます。これはみなと病院の関係でございますが、この中で病院の使用料、あるいは手数料の額が明示されております。それで、私大変経験不足で申しわけないわけでありますが、若美町にはこの形の施設を運営しておりませんでしたので、できればですね、ここで出されています使用料というのは、これ厚生省、あるいは秋田県のガイドラインに基づいて出しているものか。それとも県内の公立病院、あるいは一般の個人病院、個人医院、これと何らかの形の審議会等があって、そこである程度の額が定められて出てくるのかどうか、あるいはまた、これは男鹿市として独自の使用料なのか。社会保険で適応されるものについては、言わずもがな、これは当然みんな均一ということで理解しておりますが、その辺の出し方をご明示いただければありがたいというふうに思います。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　小松議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の職務執行者の権限でございます。これにつきましては、市長の職務執

行者は、その権限は市長の職務権限と同じでございます。ただ、その職務はあくまで暫定にすぎないものであります、必要最小限度の職務のみと考えられております。なお、助役及び収入役の選任、この人事権については、首長の身分資格を用件として付与された職務権限ということで、これはできないものというふうに考えております。

それから第2点目の合併により廃止、不要となった条例ということでございますが、現在、その合併によりまして統合して、ほかの条例に移行しているもの、あるいは全く廃止した条例というものがございます。その実質的に廃止した条例は11件ございます。全体で22件廃止いたしておりますが、もう11件については、ほかの条例の方に統合されていると。それで、具体的な名称でございますけれども、実質的に廃止となった条例、例えば若美町の収入役の事務を助役に兼務させる条例、それから男鹿市の新卒者等就職祝金支給条例、それから、若美町職員の再任用に関する条例、これについては新市において検討ということで、以前の説明区分でいきますと、逐次条例ということで、今後、検討されてまいるということになります。

それから、若美町地域福祉基金条例、それから国民健康保険高額療養費貸付基金条例、それから若美町緑のまちづくり条例など11件ございます。

それから3点目の認可地縁団体の内容でございます。地縁団体というのは町、または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、これが地縁団体というふうに定義されてございます。それで、地縁団体、地縁によるその団体、これは法人格を得るということで、法人格を得るために市長の認可が必要になります。この認可を得るための要件がございます。1つは、地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に要する地域的な共同活動を行うことを目的としているものと。それから2つ目は、地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。それから3つ目は、地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人、これが構成員になることができまして、その半数以上が現構成員になっていること。4つ目は規約を定めていることというような条件、認可の条件がございまして、市長の認可を受けますと法人格を有するということで、もちろんその前提においては財産がなければ地縁団体にはなれないということがございます。一応メリットというのは、法人格を得ることによって、登記上のメリットが出てまいると

いうことでございます。それで、条例第2条の登録を受けることができるもの、これにつきましては現在、町内会長、代表者ということで、現在私どもの方は町内会長がほとんどすべてでございます。ちなみに地縁団体の数でございますけれども、現在、男鹿市では22団体、若美町では7団体認可されてございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） 小松議員にお答えします。

職務執行者としての執務状況であります。

まず第一に22日は本庁、この男鹿市の開庁式であります。その開庁式が終わって、今度は若美の分庁舎、それから総合支所の開所式であります。また、当日は引き返して今度は辞令交付、それもそれぞれ若美でも行っております。そういったところで、そのあとは、すぐに今度は、ただいまみなさんに上程してます専決処分の決裁であります。そういうものが次々と入ってまいりますし、23日には、私はご存じのとおり若美の出身でありますから、男鹿の全域を把握しているわけではありませんので、まずは男鹿を把握するためにも出張所、それから男鹿の施設をすべて一日かけて回ったわけであります。そういうところで、出張所の話、あるいは保健センター、みなと病院、それぞれ関係者とのお話を、自分なりに、これは把握をしてきたなと思っております。それから、3月中には最後でありますけども、県庁へあいさつ回りであります。これは旧男鹿市としてのお礼、それから旧若美町としてのお礼、それと同時に合併しましたから新市としてのお願いを、知事は不在でありますけれども、副知事が各部長にお願いをしてきてございます。そういうことで本日に至っております。ここ4月に入ってからは、両議会の新しい議員さんが入れ替わり、立ち替わり市長室においてになって、そういう方々との懇談もし、現在に至っております。

以上であります。

○議長（杉本博治君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤金一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤金一君） 私からは、第4点目の条例の68号、介護保険財政調整基金の積み立ての関係でございますけれども、これについてお答え申し上げます。

15年度末でございますけれども、16年の3月31日で約4千98万3千円ほど、それで、16年度の見込みでございますけれども、剰余金として1千800万ほど、したがいまして合計で16年度末で約5千900万円ほどの積み立てになる予定でございます。それから5条の関係の繰り替え運用の件でございますけれども、これにつきましては、収入役の方で総合会計方式ということで、繰り替え運用なさっているわけでございますけれども、この財政、介護保険の財政調整基金の繰り替え運用は16年度は実績がございませんでした。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 船木病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 船木宏君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（船木宏君） 私からは、男鹿みなと市民病院使用料及び手数料条例の関係についてお答え申し上げたいと思います。

小松議員さんは、保険診療についてはご理解していただいているようなので、多分別表に定める保険外診療のことと受けとめてお答え申し上げたいと思います。それで、この保険外診療につきましては、私ども県内各病院の額等を参考にしながら、男鹿市独自で決めた額でございまして、これは合併前の額と変わらないものでございますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。19番

○19番（小松穂積君） ただいまご説明をしていただきまして、かなり理解をさせていただきました。職務執行者におかれましては、残すところ期日も迫ってきておりますが、従来にも増して市民のため、あるいは行政能力の向上のためにご奮闘を、さらなるご奮闘をご期待申し上げます。

それで、廃止になった条例の中で、従来市民の方、町民の方が、大変有益な条例であったものが、今回合併によって失われたなという感を持っているものがあります。それは、就職者の祝金、このことがなくなったと。現在では持っていないということの理解ですが、それから、高額療養者の貸付制度がなくなったということになりますが、これはこのあとの議論を待つ必要があるのかもしれませんけれども、市当局としては、これらは議会との当然議論の上での答えが出るというふうに思うわけでありますが、これらやっぱり今まで市民の方々が、こういうのがあって良かったなと思って

いたものが、合併によってなくなったということであれば、市民感情から見ると何か納得のいかない部分が出てくるかと思いますし、私はこのあとこのことを取り上げて、ぜひ条例再生といいましょうか、そういう形で取り上げていきたいなと思っておりますが、現段階で、私どもはこのあと、それは整備して、こういうことを考えているというものがあるのかどうかですね、そこを2つの条例についてお答えいただきたいと思います。

それから、病院側の関係ですが、使用料等についての算出については理解しました。ただ、病院全体の運営を考えていった場合に、上げるのはどうか、下げるのはどうか、非常に難しい判断がされるわけでありますが、現在の病院の財政状況を見ますと、そんなにいいとは言えない。そのことで、あまり高くすれば利用者が少なくなるというギャップもあったり、非常に難しいところですが、やはり経営全体の面からもう一度、他の類似病院もあることでしょうし、それらを参考にして、少し、もう少しいただける、あるいは利用者を増やす、そういうふうな形を今後検討する必要があるのでないかと思いますが、その点について局長の方からお答えいただければありがたいと思います。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　就職祝金条例につきましてお答え申し上げます。

私、この祝金の条例につきましては、男鹿市にあった条例でございます。それで、これは当初から期限がございまして、期限が切れたということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（杉本博治君）　加藤市民福祉部長

【市民福祉部長　加藤金一君　登壇】

○市民福祉部長（加藤金一君）　高額療養費の貸付金について、私からお答え申し上げます。

この件につきましては、男鹿市が社会福祉協議会に委託しております。それと、若美町では、旧若美町では町でやっておりました。それで、今回その条例を廃止して、男鹿市と同じように社会福祉協議会で対応すると、こういうことに協議でなっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 船木病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 船木宏君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（船木宏君） 病院の利用料の件でございますけれども、この利用料につきましては平成11年度に分娩料等一部引き上げをした経緯がございます。ただ、その段階でも、まだ県内の病院よりも安いものもあったという話は賜っておりますが、今後そのことだけ、上げることによって、いわゆる利用の状況がどうなるのか、また、県内のいろんな公立病院等の状況等も調査しながら、いろいろ両面からわたって検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。

19番小松穂積君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終結いたしました。

ほかにございませんか。

27番柳楽芳雄君

○27番（柳楽芳雄君） 通告しないで申しわけありませんが、私はですね、職務代理者も言ったように男鹿半島新時代に向け、胸襟を開いて37名で、新たな男鹿の歴史の1ページを築きたいと考えております。私はですね、質問に入る前です、入る前に冒頭申し上げますが、防災無線による時報の変更の問題についてご質問いたします。これ6月議会まで待つわけにいかないというような小さな問題だとお思いでしょうが、これには大きな問題を含んでおります。

まず、結論から申し上げますが、朝6時の何十年もの時報が6時30分に変更になっていますね。それから、耳で聞く時報の中で、昼の時報のチャイム、そのメロディーも変わっております。これはですね、何十年もの男鹿の歴史の中で、こういう時間変更は事前に何かで市民に周知したのかどうか、この3点についてお伺いします。

○議長（杉本博治君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤金一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤金一君） 柳楽議員にお答え申し上げます。

まず、朝の放送が旧男鹿市の方で変更になったということでございますけれども、これにつきましては旧男鹿市が6時、それから旧若美町が7時と私伺ってます。それ

を双方で話し合いまして6時30分にいたしたと、こういうことで、ただ、お互いの箇所について変更になりますよという周知については、ちょっと遅れたところで伺ってますので、その件についてはまことに申しわけなく思っております。

それから、これも旧男鹿市の昼のチャイムの件でございますけれども、これは22日から新市となったということで、今まで市民歌を確かに放送してたんですけども、それも新しい市ということで、これはこちらの方でいろんな案を練って、そして新しいチャイムに変えたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 27番

○27番（柳楽芳雄君） あのですね、男鹿の漁師の朝は早いんですよ。真っ暗いうちから沖へ出たり、それから6時を聞くちょっと前にですね、沖に出て作業をするわけですよ。それで、沖合いで6時の時報を聞きながら、いわゆるこれからの中間を取って6時30分になってですね、その日、1日スケジュールが全部くるったという人がたくさん出てきたんですよ。ですからね、これ今、あなたはね、男鹿が6時、若美が7時ということでその中間を取って6時30分ということでね、この防災無線のものを勝手に変えることできるんですか、これ。しかも何も周知もなしに。多くの方がこれ小さな問題ですがね、耳で聞く時報としてはね、男鹿で2つこれあるんですよ、6時と12時のチャイムね。それで、今あなたはね、チャイムの音もね、何の、どんなメロディーなんですか、それ。何のメロディーを今やっているんですか。今、勝手に変えることできるのか、それからチャイムの音楽の名前言ってください。

○議長（杉本博治君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤金一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤金一君） 先ほど私申し上げましたとおり、6時から6時30分に変わったこと。あるいは旧若美町では7時から6時30分に変わったこと。これについては、まず22日の前に十分説明すべきでしたけれども、あとになってその説明を行ったと、こういうふうに伺っておりますので、非常に申しわけなく存じています。

それから昼のチャイムにつきましては、市民歌でなくて、新市になったことですの

で、ということで男鹿によせてという、入道崎で、協会の方でやった中の男鹿によせてという歌からアレンジしまして、そのチャイムにしたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君）　さらに質疑ございませんか。

○27番（柳楽芳雄君）　これね、私はね、これで終わりますがね、やはりね、あとで周知したというのが、どこで周知したかさっぱりわかりませんがね、今でも、今日もね、防火週間のあれが6時にありましたね。それで、6時30分に今、朝の時報鳴ってますがね、防火週間のあれと間違っている人がたくさんいるんですよ。それで、周知したと言うんですがね、周知してないでしょう、まだ。4月1日の市報にでも出したんですか、出てる。私は今広報しっかり見てるんですが、見当たらないような気がするんですがね、それ確認です、やってるの。じゃあ終わります。

○議長（杉本博治君）　27番柳楽芳雄君の発言を終結いたします。

ほかにございませんか。5番

○5番（三浦利通君）　ただいまの柳楽さんの関連でちょっとお尋ねしますけども、部長、先ほどの答弁、あなたの答弁では、ちょっとやっぱり説得力のない答弁なのかなという、私は気がします。なぜ6時30分にしたのか、時報というはどういう意味合いを持っているのか、目的、役割というのはそれをきちっとね、当初からあったはずでしょし、その部分をきちっと、こういう機会に我々にもお聞かせ願えればなるほどなというふうな答えが出てくるのか、ただ、従来男鹿市が6時、若美が7時だから半分、中取って6時30分では、これはやっぱりちょっと説得力に欠けるのかなという思いがあります。

それから、チャイムの件ですけれども、どういう意味合いを持ってそういうチャイムを流すのかって、そこら辺を今言ったように同じようなやっぱり考え方の整理でお答え願えれば、今、柳楽さんが何か納得できかねるような不満そうな意見もあったわけですけども、それなりの納得のできる部分が出てくるのかという気がします。もう一度、その部分でお答え願いたいと思います。

○議長（杉本博治君）　加藤市民福祉部長

【市民福祉部長　加藤金一君　登壇】

○市民福祉部長（加藤金一君） 6時30分にした件でございますけれども、これにつきましては、合併の協議の中で異なると、こういうことで担当者等で十分話し合いまして6時30分にしたと。確かに旧若美町では農業が主で、それで旧男鹿市では柳楽さんからも出ましたけれども、漁業者等のこれが、今の朝のチャイムについては非常に自分のよりどころにしておりますけれども、そういう関係で今、若美町と男鹿市同士の話し合いで、やっぱり農業と漁業ですけれども6時30分に朝については統一したいと、こういうことで始めましたので、ご理解願いたいと思います。

それから、チャイムの変更の件でございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、新市になって、男鹿の市民歌でなくて、今度男鹿によせてということで、やっぱりこれも男鹿半島に由緒ある曲でございますので、それをアレンジして昼のチャイムにしたと、こういうことでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。

○5番（三浦利通君） あとこれ以上やめますけれども、今、部長が答弁されたあの内容では、私自身も何か納得できないような答弁なのかなという気がします。このあと、それなりの機会、協議の場があろうかと思いますので、今言った部分についてはご検討いただければ幸いと思います。以上、あとやめます。

○議長（杉本博治君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

29番

○29番（鎌田清太郎君） 29番の鎌田でございます。

通告しなくて本当に申しわけなく思っておりますけれども、先ほど総務部長の答弁の中から小松議員の関連で一言だけお聞きしたいと思います。廃止項目の中で、緑の審議会というふうな条例を廃止されたと、私はそういうふうにさっき聞きました。それで、この条例は、私は今男鹿市全域が松くい虫の状況が、私は秋田県ももう一番早い時期に進んで、一番やっぱり枯れている状況がひどい市だというふうに思っておりますし、中には国定公園というふうな大きなものがあるので、やはりこの男鹿市にとっては、私は緑と、そして環境整備というのは一番大きな問題だというふうにとらえておりますし、そのことをどうしてこの審議会、緑というものをなくさなければいけなかつたのか、その理由をお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　先ほど申し上げました緑のまちづくり条例、これは若美町にある条例でございます。それで、この条例に、内容につきましては、男鹿市の、男鹿市に環境条例がございます。それで、私も先ほどこれは全く廃止というような話を申し上げましたが、ちょっと訂正したいと思います。これはその男鹿市の環境条例の中にその趣旨を取り込んでまいりということでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（杉本博治君）　再質疑ありませんか。29番

○29番（鎌田清太郎君）　わかりましたけれども、やはりそういう面ではやっぱりはっきりね、条例というものは私は、市の法律でありますし、そのことについてやっぱり十分市民にとっても、我々にとっても、やっぱり納得のできるようそういう方向づけをしっかり示していただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（杉本博治君）　29番鎌田清太郎君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。10番

○10番（中田俊雄君）　10番中田でございます。条例ですね、167号で男鹿市インフォメーションセンター若美条例と、こういうのがあります。このインフォメーションという言葉においての後ろに若美という名前をつけるのは、これはどうしても納得がいかないような気がします。やはりインフォメーションというのは会社に行ってもどこに行っても、その場を案内する場所であります。やはり戸と付けるならまだいいんですが、若美と付けたのはどういう理由か、ここだけお知らせください。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　若美の条例について、インフォメーションの条例についてでございますが、今回の条例の整備につきましては、基本的に若美、合併協議会で決定された整備方針、これに基づきまして2市町の現行条例をもとに協議会で、各種事務事業の調整結果を踏まえまして整備したものでございまして、現行条例が基になっているということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（杉本博治君）　ほかにありませんか。10番

○ 10番（中田俊雄君） 説明はわかります。やはり、そういうものもきちっともんですね、やはり男鹿のいわば能代方面から来た玄関口にあるインフォメーションという言葉です。やはりその辺もきちっと当局が考えて、今後進めていただければありがたいと、このように申し上げて終わります。

○議長（杉本博治君） 10番中田俊雄君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め、終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第2 議案第2号から第13号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第2、議案第2号から議案第13号までを一括して議題といたします。職員に議案を朗読させます。

---

### 【職員朗読】

議案第 2号 平成16年度男鹿市一般会計暫定予算の専決処分について  
議案第 3号 平成16年度男鹿市国民健康保険特別会計暫定予算の専決処分につ  
いて

- 議案第 4 号 平成 16 年度男鹿市老人保健特別会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 5 号 平成 16 年度男鹿市診療所特別会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 6 号 平成 16 年度男鹿市介護保険特別会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 7 号 平成 16 年度男鹿市デイサービス事業特別会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 8 号 平成 16 年度男鹿市下水道事業特別会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 9 号 平成 16 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 10 号 平成 16 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 11 号 平成 16 年度男鹿みなと市民病院事業会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 12 号 平成 16 年度男鹿市上水道事業会計暫定予算の専決処分について
- 議案第 13 号 平成 16 年度男鹿市ガス事業会計暫定予算の専決処分について

---

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） ただいま議題となりました議案第 2 号から議案第 13 号までの専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本 12 件は、本年 3 月 22 日から男鹿市及び若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されたことに伴い平成 16 年度各会計暫定予算の専決処分について承認を求めるものであります。

まず、議案第 2 号平成 16 年度男鹿市一般会計暫定予算は総額を 39 億 3 千 50 万円とするものであります。

議案第 3 号平成 16 年度男鹿市国民健康保険特別会計暫定予算は総額を 6 億 6 千 162 万 1 千円とするものであります。

議案第 4 号平成 16 年度男鹿市老人保健特別会計暫定予算は総額を 8 億 2 千 448 万 4 千円とするものであります。

議案第5号平成16年度男鹿市診療所特別会計暫定予算は総額を798万9千円とするものであります。

議案第6号平成16年度男鹿市介護保険特別会計暫定予算は総額を4億1千978万7千円とするものであります。

議案第7号平成16年度男鹿市デイサービス事業特別会計暫定予算は総額を2千886万9千円とするものであります。

議案第8号平成16年度男鹿市下水道事業特別会計暫定予算は総額を7億9千231万9千円とするものであります。

議案第9号平成16年度男鹿市農業集落排水事業特別会計暫定予算は総額を1千994万3千円とするものであります。

議案第10号平成16年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計暫定予算は総額を9千516万3千円とするものであります。

議案第11号平成16年度男鹿みなと市民病院事業会計暫定予算は収益的収支の収入で6千274万6千円、支出で5千518万1千円、資本的収支の支出で433万7千円とするものであります。

議案第12号平成16年度男鹿市上水道事業会計暫定予算は収益的収支の収入で3千984万6千円、支出で2千755万3千円、資本的収支の収入で6千800万円、支出で3千921万4千円とするものであります。

議案第13号平成16年度男鹿市ガス事業会計暫定予算は収益的収支の収入で5千915万4千円、支出で3千210万2千円、資本的収支の支出で1千461万円とするものであります。

以上、平成16年度各会計暫定予算の専決処分についてご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

申しわけございません。先ほどの議案第12号であります。資本的収支の収入で、支出で3千90万何ばと申しましたけども、支出で3千921万4千円でありますので、どうか訂正をくださいますようよろしくお願い申し上げます。

たびたび申しわけないです。13号でした。申しわけござりません。13号でありますガス事業会計であります。950万と収益的収支の収入で5千950万と申した

そうであります。5千915万4千円でありましたので、まず訂正させていただきます。何とかよろしく、正しければそのままでいいですけれども。

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 私から、議案第2号平成16年度男鹿市一般会計暫定予算の専決処分についてから、議案第13号平成16年度男鹿市ガス事業会計暫定予算の専決処分についてまでの、平成16年度暫定予算12件につきまして補足説明を申し上げます。

お手元にご配布いたしております平成16年度会計別暫定予算一覧表をごらんいただきたいと存じます。

これら12件、平成16年度会計別暫定予算一覧表でございます。これら12件の平成16年度暫定予算は平成17年3月22日から3月31日までを暫定期間とし、基本的にこれまで措置された現計予算額、現計予算総額のうちから歳入では合併前の未収入分を、歳出では未払い分をそれぞれ措置するものであります。

まず1の一般会計及び特別会計であります。

まず議案第2号の一般会計の現計予算額は179億8千854万2千円に対し、暫定予算額は39億3千50万円であります。特に一般会計では暫定予算に新たに追加したものは市長選挙に要する経費273万8千円のほか、3月21日で収支が打ち切られる旧市町の決算で、国、県補助金、市債等の未収から歳入不足による一時借入金、一時借り入れが発生するため、その借入金の返済金として7億2千267万5千円を措置いたしまして、収支均衡した予算といたしております。なお、この借入金は国、県補助金や市債等が収入され次第返済いたしますのであります。また、収支均衡する措置については各特別会計についても同様であり、逆に剰余金が生じる場合は暫定予算の歳入の諸収入で受け入れる予算措置をいたしているところであります。このほか繰越明許費といたしまして、一般会計では災害復旧費の漁港施設災害復旧事業290万5千円、現年公共土木施設災害復旧事業5千339万1千円、公共土木施設単独災害復旧工事110万1千円の3件を、下水道事業特別会計では流域下水道建設事業負担金500万8千円をそれぞれ措置いたしております。

以下、議案第3号国民健康保険特別会計、議案第4号老人保健、議案第5号診療所

特別会計、議案第6号介護保険、議案第7号デイサービス事業、議案第8号下水道事業、議案第9号農業集落排水事業、議案第10号漁業集落排水事業を合わせた合計では暫定予算額が67億8千47万5千円といったしております。

次に、公営企業会計についてありますが、これも一般会計同様、新市発足後10日間に見込まれる収益及び費用を措置いたしたもので、議案第11号男鹿みなと市民病院企業会計、議案第12号上水道事業会計、議案第13号ガス事業会計を合わせた合計では、暫定予算額として収益的収支の収入で1億6千174万6千円、支出で1億1千483万6千円、資本的収支の収入で6千800万円、支出で5千816万1千円を見込んだものであります。

以上で議案第2号から第13号までの平成16年度暫定予算についての説明を終わらせていただきますが、ご承認を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本12件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本12件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め、終結いたします。

これより議案第2号から第13号までを一括して採決いたします。本12件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号から第13号までは原案のとおり承認されました。

---

### 日程第3 議案第14号から第25号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第3、議案第14号から第25号までを一括して議題いたします。職員に議案を朗読させます。

**【職員朗読】**

- 議案第14号 平成17年度男鹿市一般会計暫定予算の専決処分について  
議案第15号 平成17年度男鹿市国民健康保険特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第16号 平成17年度男鹿市老人保健特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第17号 平成17年度男鹿市診療所特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第18号 平成17年度男鹿市介護保険特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第19号 平成17年度男鹿市デイサービス事業特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第20号 平成17年度男鹿市下水道事業特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第21号 平成17年度男鹿市農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第22号 平成17年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分について  
議案第23号 平成17年度男鹿みなと市民病院事業会計暫定予算の専決処分について  
議案第24号 平成17年度男鹿市上水道事業会計暫定予算の専決処分について  
議案第25号 平成17年度男鹿市ガス事業会計暫定予算の専決処分について
- 

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） ただいま議題となりました議案第14号から議案第25号までの専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本12件は、本年3月22日から男鹿市及び若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されたことに伴い平成17年4月1日から6月30日までを暫定期間とし、平成17年度各会計暫定予算の専決処分について承認を求めるものであります。

まず、議案第14号平成17年度男鹿市一般会計暫定予算は歳入総額を51億5千844万4千円、歳出総額を53億5千844万2千円とするものであります。

議案第15号平成17年度男鹿市国民健康保険特別会計暫定予算は歳入総額を5億3千804万9千円、歳出総額を7億5千929万8千円とするものであります。

議案第16号平成17年度男鹿市老人保健特別会計暫定予算は歳入総額を9億1千194万3千円、歳出総額を9億376万9千円とするものであります。

議案第17号平成17年度男鹿市診療所特別会計暫定予算は、歳入総額を568万5千円、歳出総額を686万9千円とするものであります。

議案第18号平成17年度男鹿市介護保険特別会計暫定予算は、歳入総額を4億7千635万円、歳出総額を4億3千562万1千円とするものであります。

議案第19号平成17年度男鹿市デイサービス事業特別会計暫定予算は、歳入総額を1千197万6千円、歳出総額を8千334万7千円とするものであります。

議案第20号平成17年度男鹿市下水道事業特別会計暫定予算は、歳入総額を4千365万3千円、歳出総額を7千197万4千円とするものであります。

議案第21号平成17年度男鹿市農業集落排水事業特別会計暫定予算は、歳入総額を220万4千円、歳出総額を1千117万7千円とするものであります。

議案第22号平成17年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計暫定予算は、歳入総額を224万4千円、歳出総額を1千26万円とするものであります。

議案第23号平成17年度男鹿みなと市民病院事業会計暫定予算は、収益的収支の収入で7億6千86万1千円、支出で6億3千964万7千円、資本的収支の収入で1億1千65万3千円、支出で735万円とするものであります。

議案第24号平成17年度男鹿市上水道事業会計暫定予算は収益的収支の収入で1億5千691万1千円、支出で1億555万4千円、資本的収支の支出で1千223万2千円とするものであります。

議案第25号平成17年度男鹿市ガス事業会計暫定予算は、収益的収支の収入で1億6千918万2千円、支出で1億5千112万1千円、資本的収支の支出で968万8千円とするものであります。

以上、平成17年度各会計暫定予算の専決処分についてご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本博治君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第14号について板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　それでは、議案第14号平成17年度男鹿市一般会計暫定予算についてご説明を申し上げます。

まず、平成17年度暫定予算は平成17年4月1日から6月30日までを暫定期間といたしまして、歳入には、この間に実際に収入される収入見込額を。歳出には暫定期間内の市長、知事等の選挙費、新市の人件費、事務費、扶助費などの義務的経費及び既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの、庁舎、その他の財産、または公の施設の維持管理費等を計上いたしているもので、これについては委託料など年間契約をしているものなどが含まれ、実際に執行される見込額をそれぞれ措置するものであります。このため歳入歳出の総額が一致していないものであります。また、この暫定予算は新市の市長が本予算を議会に提案いたしまして、予算成立後はその中に組み込まれるものであります。

それでは、平成17年度男鹿市暫定予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

暫定予算書の1ページでございます。

1ページは平成17年度男鹿市一般会計暫定予算であります。

まず、条文の第1条は暫定予算の総額を歳入では51億5千844万4千円、歳出では53億5千844万2千円と定めるものであります。暫定予算の当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の債務負担行為は第2表でそれぞれご説明いたします。第3条の一時借入金は支払い資金に不足を生じた場合、その借り入れ限度額を15億円と定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条の歳出予算の流用は各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用についてご承認をいただきたいという内容であります。

第1表、歳入歳出暫定予算であります。まず歳入でありますが、予算額とその概要について申し上げます。

1款市税は21億194万5千円で、主なものといたしましては1項市民税及び2項固定資産税などであります。2款地方譲与税は9千万円で、2項の自動車重量譲与

税及び3項地方道路譲与税であります。6款地方消費税交付金は8千900万円、9款地方特例交付金は3千900万円、次のページ、4ページをお願いいたします。10款地方公付税は25億7千265万4千円で、4月と6月に交付される普通交付税であります。12款分担金及び負担金は1千544万5千円、13款使用料及び手数料は3千56万6千円で、1項使用料、これは道路占用料及び住宅使用料、2項の手数料であります。それから14款国庫支出金は1億5千706万8千円で、生活保護費負担金などであります。15款県支出金は5千280万1千円で、選挙費委託金などであります。16款財産収入は105万1千円、17款寄付金、19款繰越金は1千円のそれぞれ存置であります。20款諸収入は891万2千円であります。以上の結果、歳入合計では51億5千844万4千円といったものであります。

次のページ、6ページをお願いいたします。次に歳出であります。

1款議会費は8千628万1千円、2款総務費は6億2千59万円で、主なものといたしましては1項総務管理費では一般管理費の人事費及び2項の徴稅費などであります。3款民生費は9億7千723万円で、主なものといたしましては、1項社会福祉費では知的障害者支払支援費負担金、福祉医療扶助費など、2項児童福祉費では保育園費、児童手当など、3項生活保険費などが主なものであります。4款衛生費は10億4千366万3千円で、主なものといたしましては2項清掃費の男鹿地区衛生処理及び八郎湖周辺清掃事務組合への負担金、及び一般廃棄物収集処理業務等委託料のほか4項病院費、6項国民健康保険費などであります。5款労働費は6千392万4千円、6款農林水産業費は2億2千88万円で、主なものとしては1項農業費では農業総務費の人事費及び4項漁港整備費の機能高度化工事及び漁港高度利用促進対策工事費などであります。7款商工費は4億5千761万2千円で、男鹿市中小企業振興資金預託金、商工組合中央金庫預託金、温浴ランドおが及び温泉保養施設の管理運営委託料などであります。次のページ、8ページをお願いいたします。8款土木費は11億3千79万5千円で、主なものといたしましては道路橋梁費の道路補修工事費、4項都市計画費の総合体育館建設事業費などであります。9款消防費は2億6千860万円で、男鹿地区消防一部事務組合負担金などであります。10款教育費は4億6千311万5千円で、主なものといたしましては、3項小学校費、4項中学校費の学校管理費、5項社会教育費の公民館費、6項保健体育費の体育施設管理費などあり

ます。11款災害復旧費は627万5千円、12款公債費は604万3千円、13款諸支出金は643万4千円、14款予備費は700万円であります。以上の結果、歳出合計では53億5千844万2千円といったものであります。

次に、お手元にご配布いたしております資料に、平成17年度会計別暫定予算一覧表をうらんいただきたいと存じます。2枚綴りでございます。

資料2は、平成17年度会計別暫定予算一覧表であります。

1の一般会計及び特別会計並びに2の公営企業会計の暫定予算額を1ページ目にまとめてございます。

恐れ入りますが、次のページをお願いいたします。次のページは平成17年度一般会計暫定予算資料となってございます。これは、平成17年度一般会計暫定予算を性質別にあらわしたものでございます。

まず、歳入でありますが、市税などの自主財源は21億5千792万1千円で、41.8%となっております。地方交付税、国県支出金などの依存財源は30億52万3千円で、58.2%となるものであります。

次に歳出でありますが、人件費、物件費、扶助費などの消費的経費は33億9千645万3千円、構成比は63.4%、投資的経費は11億8千659万2千円22.1%、その他出資金、貸付金、繰出金などで7億7千539万7千円、14.5%となるものであります。

恐れ入りますが、暫定予算書の10ページに戻っていただきたいと存じます。10ページでございます。第2表債務負担行為でございます。事項欄の男鹿市土地開発公社に対する債務保証は平成17年度から返済の年度まで限度額を636万4千円とするものであります。

以上をもちまして議案第14号一般会計暫定予算の説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 次に、議案第15号から19号までについて説明を求めます。

加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤金一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤金一君） 私からは、専決処分いたしました市民福祉部関係の5予算についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

平成17年度国民健康保険特別会計暫定予算についてであります。

条文の第1条は予算の総額を歳入5億3千804万9千円、歳出7億5千929万8千円とするもので、2項の予算の款項の区分及び金額等については、第1表でご説明いたします。

2条は、一時借入金の限度額を4億円とするものであります。

次のページをお願いいたします。

3条は人件費の流用について定めているものであります。次のページの第1表、歳入でありますが、以下主なものをご説明いたします。

1款国民健康保険税は、1期分が4月納付のため予算では滞納繰越分などで635万7千円、3款国庫支出金は1億7千264万6千円、4款療養給付費交付金は9千700万円、8款繰入金は一般会計からの分で2億6千200万円、次のページをお願いいたします。歳入合計でございますけれども、5億3千804万9千円であります。

次に、歳出であります。

1款総務費は、人件費及び事務費で3千367万9千円、2款保険給付費は4月、5月、6月支払いの医療費で5億1千294万7千円、3款老人保健拠出金は1億6千572万9千円、4款介護納付金4千382万4千円などで、次のページになりますけれども、歳出合計では7億5千929万8千円を見込むものであります。

17ページをお願いいたします。

次に、議案第16号平成17年度老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は予算の総額を歳入9億1千194万3千円、歳出9億376万9千円と定めるものであります。2項の予算の款項の区分及び金額等については第1表でご説明いたします。

第2条は、一時借入金の限度額を5億円とするものであります。

第3条は、人件費の流用について定めたものであります。

次のページをお願いいたします。第1表の歳入で、1款支払基金交付金は4億7千930万8千円、2款国庫支出金は3億806万7千円、3款県支出金は8千256

万7千円、4款1項一般会計繰入金は4千200万円で、歳入合計は9億1千194万3千円であります。

次に、歳出で1款総務費は人件費などで1千317万3千円、2款医療諸費は医療給付費等で8億9千59万6千円、歳出合計は9億376万9千円であります。

恐れ入りますが、21ページをお願いいたします。

議案第17号平成17年度診療所特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は、暫定予算の総額を歳入568万5千円、歳出686万9千円と定めるものであります。第2項の予算の款項の区分等については、第1表でご説明いたします。

第2条は、一時借入金の限度額を600万円と定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条は、人件費の流用について定めたものであります。

23ページの第1表、歳入であります。1款診療収入は199万3千円、3款一般会計からの繰入金は369万円で歳入合計568万5千円であります。

次のページをお願いいたします。

歳出は、1款総務費で医療材料費、人件費などで556万9千円などで、歳出合計は686万9,000円であります。

25ページをお願いいたします。

議案第18号平成17年度介護保険特別会計予算であります。

第1条は、予算の総額を歳入4億7千635万円、歳出4億3千562万1千円と定めるものであります。2項の予算の款項の区分等については、第1表でご説明いたします。

第2条は一時借入金の限度額でございますけれども、2億5千万円と定めるもので、第3条は人件費の流用について定めております。

27ページをお願いいたします。

第1表、歳入であります。1款保険料は第1号被保険者特別徴収分で5千305万5千円、飛びまして3款国庫支出金1億2千177万7千円、4款支払基金交付金は第2号被保険者分で1億4千842万5千円、5款県支出金5千798万2千円、7款1項一般会計繰入金9千510万2千円などで、次のページになりますけれども、歳入合計4億7千635万円を見込むものであります。

次に、歳出であります。

1款総務費は人件費等で3千484万3千円、2款保険給付費は居宅介護サービス及び施設介護サービスが主で、4億22万6千円などで、歳出合計は4億3千562万1千円となるものであります。

31ページをお願いいたします。

議案第19号平成17年度ディサービス事業特別会計予算についてであります。

第1条は予算の総額を歳入1千197万6千円、歳出8千334万7千円と定めるものであります。2項の予算の款項の区分等については第1表で、第2条は一時借入金の限度限を1千500万円と定めるものであります。

次のページをお願いいたします。33ページでございます。

第1表の歳入であります。1款サービス収入は、ひと月分の介護給付費と3カ月分の自己負担分で1千144万7千円、3款繰入金52万6千円などで、歳入合計は1千197万6千円といったものであります。

次のページ、歳出でございます。1款総務費で1年間の委託料が主で8千334万7千円を見込んだものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉本博治君） 次に、議案第20号から議案第22号までについて説明を求めます。山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 私からは、専決処分いたしました産業建設部にかかる議案第20号から22号について補足説明させていただきます。

恐れ入りますけども、35ページをお願いいたします。

議案第20号平成17年度下水道事業特別会計についてであります。

第1条は暫定予算の総額について、歳入を4千365万3千円、歳出を7千197万4千円と定めるものであります。

款項の区分及び金額については、第1表でご説明いたします。

第2条は、一時借入金の借り入れの限度額を5千万円と定めるものであります。

37ページをお願いいたします。第1表であります。

歳入についてでありますが、1款分担金及び負担金1千723万6千円は1項受益

者による分担金であります。分担金 4 2 3 万 6 千円、2 項受益者による負担金が 1 千 3 0 0 万円であります。2 款使用料及び手数料 2 千 1 4 1 万 4 千円は使用料が主なものであります。4 款繰入金 5 0 0 万円は、1 項繰入金でありますとして、これは一般会計からの繰入金であります。5 款繰越金、6 款諸収入は存置であります。以上によりまして、歳入総額を 4 千 3 6 5 万 3 千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。1 款総務費 6 千 4 4 万 3 千円は 1 項総務管理費でありますとして人件費、公共下水道事業計画変更認可業務委託料及び汚水、雨水の維持管理費であります。2 款建設費 1 千 1 5 3 万 1 千円は、1 項の公共下水道建設費 4 4 5 万 9 千円、2 項の若美町にかかる特定環境保全公共下水道建設費 7 0 7 万 2 千円であります。以上によりまして歳出総額を 7 千 1 9 7 万 4 千円といたすものであります。

3 9 ページをお願いいたします。

議案第 2 1 号平成 17 年度農業集落排水事業特別会計についてであります。

第 1 条は、暫定予算の総額について、歳入を 2 2 0 万 4 千円、歳出を 1 千 1 1 7 万 7 千円と定めるものであります。款項の区分及び金額については、第 1 表でご説明いたします。

4 1 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入についてであります。1 款分担金及び負担金は存置であります。2 款使用料及び手数料 1 0 0 万 1 千円は、1 項使用料が主なものであります。3 款繰入金 1 2 0 万円は 1 項繰入金で一般会計からの繰入金であります。4 款繰越金、5 款諸収入は存置であります。以上によりまして歳入総額を 2 2 0 万 4 千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。歳出であります。1 款農業集落排水費でありますが、1 千 1 1 7 万 7 千円は 1 項農業集落排水費で人件費のほか処理施設中継ポンプ施設業務にかかる維持管理費であります。以上により、歳出総額を 1 千 1 1 7 万 7 千円といたすものであります。

4 3 ページをお願いいたします。

議案第 2 2 号平成 17 年度漁業集落排水事業特別会計についてであります。

第 1 条は、暫定予算の総額について歳入を 2 2 4 万 4 千円、歳出を 1 千 2 6 万円と

定めるものであります。款項の区分及び金額については、第1表でご説明いたします。

第2条は一時借入金の限度額を1千万円と定めるものであります。

45ページをお願いいたします。

第1表歳入であります。1款分担金及び負担金は存置であります。2款使用料及び手数料24万1千円は1項使用料が主なものであります。4款繰入金は200万円でありますし、一般会計からの繰入であります。5款繰越金、6款諸収入は存置でありますし、以上によりまして、歳入総額を224万4千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。1款漁業集落排水費750万9千円は1項漁業集落排水費でありますし、人件費のほか、処理施設中継ポンプ施設にかかる維持管理費であります。2款建設費275万1千円は1項漁業集落排水費でありますし、人件費が主なものであります。以上により歳出総額を1千26万円といたすものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 次に、議案第23号について説明を求めます。船木男鹿みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 船木宏君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（船木宏君） 私からは、議案第23号平成17年度男鹿みなと市民病院事業会計暫定予算の専決処分について補足説明を申し上げます。

本暫定予算も普通会計同様の考え方で、4月から6月末までにおける収益及び費用を措置したもので、費用として事業執行のため必要な薬品と診療材料費及び委託料、光熱水費等の経常経費並びに人件費などを措置するとともに、収益としては平成16年度同期の実績等を勘案しながら、入院、外来における診療収入見込額を計上とともに、資金繰等の事情も勘案していただき、繰り出し基準に基づいていわゆるルール分について一般会計からの負担金、補助金を措置したもので地方自治法の定めるところにより平成17年4月1日専決処分をさせていただいたものであります。

恐れ入りますが、議案第23号の1ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、条文の第1条は総則でございます。第2条は業務の予定量を定めたものであります、病床数は180床、4月から6月までの3カ月間の延べ患者数は入院で1万4千

414人、外来では4万8千685人を見込んだもので、1日平均患者数は入院で158.4人、外来では535人を予定するものであります。

(4)の主要な建設改良事業費としては、当面緊急的な、必要として、気管支ビデオスコープなどの医療機器購入費735万円を予定するものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

収入では第1款病院事業収益で7億6千86万1千円を予定するもので、内訳として第1項医業収益では業務の予定量に定めた3ヵ月間の患者数に対応した診療収入が主なもので、6億1千671万5千円、第2項医業外収益では、地方公営企業法の繰り出し基準に基づく一般会計からの負担金、補助金が主で1億4千414万6千円でございます。

次に、支出では第1款病院事業費用で6億3千964万7千円を予定するもので、内訳といたしまして第1項医業費用では3ヵ月間の職員の人工費、医薬品等診療材料費及び維持管理費等の経常経費を見込んだもので、6億3千867万5千円、第2項医業外費用として97万2千円であります。

第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めたものであります。

収入では資本的収入1億1千65万3千円、内容は第2項他会計からの負担金として、病院建設にかかる起債の元金償還に要する経費の3分の2、1億1千65万3千円を措置したものであります。

支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費として医療機器購入費735万円を見込んだものであります。

第5条は一時借入金の限度額を定めたもので、その額を10億円としたものであります。

第6条は支出予定の各項の経費の金額の流用について定めたものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費で4億2千726万4千円、公債費で49万9千円であります。

第8条は他会計からの補助金を定めたもので、一般会計から受ける補助金は3千219万4千円を予定するものであります。

第9条はたな卸資産購入限度額について定めたもので、購入限度額を3億円とするものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきますが、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 次に、議案第24号、第25号について説明を求めます。西方企業局長

【企業局長 西方文太郎君 登壇】

○企業局長（西方文太郎君） 私からは議案第24号、25号の平成17年度男鹿市上水道、ガス事業会計暫定予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

初めに議案第24号平成17年度男鹿市上水道事業会計暫定予算についてであります。

本予算は、4月から6月までの3カ月間の料金収入及び経常的経費を予算措置したもので、下記のとおり専決処分するものであります。

条文の第1条は総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、給水戸数は1万3千86戸、年間総給水量は96万7千627立方メートル、1日平均給水量は1万633立方メートルをそれぞれ見込んだものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款事業収益は1億5千691万1千円を予定しております。

内訳は給水収益を主とする第1項の営業収益で1億5千660万4千円、第2項営業外収益では雑収益で30万7千円であります。

次に支出であります。第1款事業費用は1億555万4千円を予定しております。

内訳は第1項営業費用では、職員の給与費、浄水費、排水費等の経常的費用を措置したもので1億54万7千円、第2項営業外費用では、消費税を措置したもので50万7千円を予定しております。

次のページをお開き願います。

第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、支出であります第1款資本的支出は1千223万2千円を予定しております。

内訳は第1項建設改良費で戸賀壺ヶ沢配水池水位計設置工事等であります。

この結果、資本的収支の不足額は1千223万2千円となりますが、上段に記載のとおり建設改良積立金等で補てんするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費4千636万4千円とするものであります。

第8条は、水道メーター及び工事材料のたな卸購入限度額を757万8千円と定めるものであります。

以上で、上水道事業会計暫定予算の説明を終わらせていただき、次に11ページの議案第25号平成17年度男鹿市ガス事業会計暫定予算についてご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

本予算は、上水道事業同様4月から6月までの3カ月間の料金収入及び経常的経費を予算措置したもので、下記のとおり専決処分するものであります。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、供給戸数は一般ガスで1万1千966戸、簡易ガスは加茂地区で66戸、計1万2千32戸であります。年間総供給量は一般ガスで87万8千990立方、簡易ガスで4千244立方、計88万3千234立方、1日平均供給量は一般ガスと簡易ガスを合わせまして9千706立方メートルを予定しております。

次の12ページをお開き願います。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款一般ガス事業収益では1億6千818万1千円を予定しておりますが、その内訳は第1項のガスの製品売り上げで、1億5千724万1千円、第2項営業雑益はガス装置工事収益、ガス機具販売収益、警報器リース料で978万2千円、第3項営業外収益は内管及びガス機具修理等で115万8千円を見込んでおります。第2款簡易ガス事業収益では100万1千円を予定しております。ガス売り上げで80万2千円、その他収益はガス装置工事の収益及び警報器リース料で19万9千円を見込み、ガス事業全体の収入の合計は1億6千918万2千円を予定しております。

次に、収支であります。

第1款一般ガス事業費用では1億5千41万円を予定しております。第1項営業費用ではガスの原料費、職員給与費等で1億3千923万6千円、第2項その他営業費用は受注工事原価、ガス機具販売原価、警報器原価等で759万6千円、第3項営業外費用は、消費税を措置したもので357万8千円であります。第2款簡易ガス事業費用では71万1千円を予定しております。第1項営業費用では、ガスの購入費などで54万9千円、第2項その他営業料では、受注工事原価で14万5千円、第3項営業外費用は、消費税で1万7千円であります。ガス事業全体の支出の合計は1億5千112万1千円を予定しております。

次に、13ページであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、支出であります第1款一般ガス事業、資本的支出は968万8千円を予定しております。内訳は第1項建設改良費で供給管工事費等であります。この結果、資本的収支の不足額は968万8千円となりますが、上段に記載のとおり建設改良積立金等で補てんするものであります。

次に、第5条は一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費5千598万2千円とするものであります。

次の14ページをお開き願います。

第8条は、原料ガスやガスマーターなどのたな卸購入限度額を5千811万円と定めるものであります。

以上で、企業局関係の暫定予算2件についての説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本博治君） 質疑保留のまま、喫飯のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 3分 休 憇

---

午後 1時 4分 再 開

○議長（杉本博治君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

19番 小松穂積君の発言を許します。19番

○19番（小松穂積君） 議案の第14号について質問をしたいと思います。

先ほど歳入のところで地方交付税の4月と6月に入ると、全体の方は五十数億の中の25億7,000万程度ありますので、財源なければ運営もできないわけありますが、それで4月、あるいは6月と言いましたが、この期日というのは月末なのか、25日あたりなのか、そこの確認をひとつしておきます。

それから次に、一般会計の中で男鹿東部土地改良区総代選挙費がもらっております。額は70万でありますけれども、これは、どこの地域の関係なのか紹介願いたいということと、それから財源が特定財源のその他となっておりますが、これは、どこから入ってくるお金なのか、ここが通告の部分であります、1点だけ通告外で、せっかくの機会でありますのでお尋ねしておきたいと思います。それで、総合体育館の予算が10億1千万、100万か、ほどもられておりますが、総合体育館は聞くところによりますと単年度事業では行っていないということですので、できれば総額どの程度で計画されて、そして、ここでは、示された財源は一般財源となっておりますが、すべてが一般財源でこの総額が行われるのかどうか、できれば財源内訳をお願いしたいということでございます。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 地方交付税についてお答え申し上げます。

今回、暫定予算に措置されております地方交付税は、4月と6月に入金される普通交付税でございます。この期日でございますが、4月分につきましては4月5日にもう既に入金になっております。その金額が13億7千694万3千円、6月につきましては例年ですと20日過ぎ、6月20日過ぎに、これと4月に入りました額と同額が入金される予定でございます。これはただ、まだ交付税は決定なってございませんので、前年度の実績に基づいて今年度の交付税の伸び率と国の伸び率等を概算ではじいた額が仮の額として入っておりますので、この決定になると、またそれ以降の入金について変更が出てくるというものでございます。

○議長（杉本博治君） 佐藤運管事務局長

【選管事務局長 佐藤龍雄君 登壇】

○選管事務局長（佐藤龍雄君） 男鹿東部土地改良区総代選挙費についてであります、男鹿市東部土地改良区は、脇本地区、脇本百川地区、船越地区が合併し、平成17年4月1日に発足したものであります。この選挙は土地改良法第23条第4項及び同施行令第5条に基づいて男鹿市選挙管理委員会が管理し実施するものであります。なお、予算額の70万円については、男鹿東部土地改良区が負担するものであります。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 総合体育館の財源内訳についてお答えいたします。

まず、事業は平成15年から始まりまして、本体工事は体育館の建設でありますけど、これは17年度、今年で終わります。そのあと、弓道場、それから公園整備などが実施されることとなっております。それと財源の内訳でありますけども、予算書の179ページちょっと見ていただきたいんですけども、総額で24億9千813万7千円であります、財源の内訳でありますけども、国庫支出金が12億8千500万円、地方債が10億2千990万円、それからその他、これは教育基金になりますけども8千200万円、それとあと一般財源が1億123万7千円となっているものでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。19番

○19番（小松穂積君） そうすれば139ページでお示ししたものは、財源、この10億100万についてでありますが、これは、みんな一般財源という表示でよろしいものですか。その確認です。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 予算の編成のことでございますので、私の方から説明させていただきます。この暫定予算につきましては、実際に収入される歳入につきましては、実際に収入される収入見込額、それから歳出については暫定期間内の専決された実際に執行される予算ということで、それを暫定予算として見てございます。それで、今総合体育館に計上される特定財源、国、県支出金、起債等については6月までの間には収入の見込みがないと、その後に収入されるものでございますので、今

回の予算、暫定予算には一般財源措置をいたしてございます。ただ、後ろの説明資料につきましては、これは全体額をお示しする必要があるのかということで検討させていただいておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（杉本博治君） さらにございませんか。

19番小松穂積君の質問を終結いたします。

次に4番大渕與吉君の質問を許します。4番

○4番（大渕與吉君） 4番の大渕でございます。初めてでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

今般の17年度の一般会計の暫定予算、14号についてでございますけれども、この3カ月間の暫定予算でございますけれども、15億8千万という膨大な予算でありまして、驚いているわけでございますけれども、そういう関係で、私は不勉強で、すべての面に目を通さなければならぬわけですが、わからないことがたくさんありますけれども、2、3点につきまして簡単に質問させていただきたいと思います。

まず、歳入につきましてでございますけれども、歳入の中に入湯税が今回は1千400万ぐらいが計上されております。そういうわけで、16年度の暫定予算の中にも歳入に入湯税が238万5千円ですか、計上されて今議決したわけでございますけれども、この内訳に旧若美町が200万と、そして男鹿市分が38万5,000円ぐらいになっておりますけれども、今回の1千400万のこの入湯税の内訳はどうなっているのか、ひとつお知らせいただきたいと思います。

それから、132ページですか、商工費の13節、この中に温泉供給施設管理業務324万7千円、それから温泉保養施設管理運営業務が2千800万ぐらい計上されております。これはどういう趣旨のものであるのか、ひとつご説明いただきたいと思います。それと、今、全国的な社会問題になっておる少子化の問題でございますけれども、この少子化対策のためには、各自治体とも相当いろいろな対策を立ててることと思います。旧若美町におきましても、いち早くそのための対策として、子育て支援センターというものを設置いたしまして、保育所及び幼稚園のあずかりっ子保育あるいは小学校の低学年の学童保育を実施しております、共稼ぎの親がたから大変喜ばれておるような状態でございます。新男鹿市になりましても、この子育て支援課というものを設けまして行っているようでございますけれども、その中に見ますると学童

保育の中に報酬の項目に保育指導員という項目に318万6千円ですか、それから指導員の補助という形で128万7千円、合わせて457万3千円ですか、計上されております。これまでの旧若美町におきましても、学童保育は全町の3小学校が実施しておりましたけれども、この予算の中にどのくらいの小学校がこれを実施する計画なのか。それから1人当たりの保育料はどのくらい見積っておるのか、こら辺をひとつお知らせいただきたいと思います。

それから、幼稚園の預かり保育の指導員という項目の中に15万ぐらいの3ヶ月間の予算を計上しております。ただ、私の不勉強でわからないわけでございますけれども、保育所そのものの中には、預かり保育というような項目の予算が見えないようでございますけれども、どこの項目になっているのか、そこら辺ひとつお尋ねしておきたいと思います。

以上、まず1回目終わりたいと思います。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　入湯税についてお答えを申し上げます。

入湯税の内訳ということでございますけれども、まず16年度、暫定予算についても予算措置いたしておりますけれども、16年度の見通しでございます。男鹿市分としては4千250万程度を見込んでおります。若美町は1千600万程度であろうということで見込みを立ててございます。17年度でございますけれども、17年度は現時点では男鹿市分として4千670万程度の見込み、それから若美町分としては1千650万円、合わせますと17年度では6千300万円程度の見込みを立ててございます。いずれ、これらにつきましては6月の本予算を作成いたしまして、ご審議をいただく予定になっております。それで、このうち暫定予算につきましては男鹿市分として1千63万2千円、それから若美町分といしましては340万円、合わせまして1千403万2千円の予算措置をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君）　山口産業建設部長

【産業建設部長　山口淨児君　登壇】

○産業建設部長（山口淨児君）　私から商工費の委託料関係についてお答えいたします。

まず、温泉供給施設管理業務委託料でありますけれども、現在、源泉が2カ所ありますて、男鹿山温泉については、おが地域振興公社に委託しております、金額が200万9千860円、それからもう1カ所、温泉の中にあります男鹿温泉1号というものがありますて、ここは市の土地開発公社に委託しているものであります。金額は115万3千418円であります。それで、どういうことをやっているかといいますと、まず、機械の装置の作動状況をまず点検するということ、それからスケールがつきますので、そのための投薬とか、あるいは温度の計測とか、そういったものを委託、業務を委託しているということであります。

それから、温泉保養施設管理運営業務委託料2千800万円でありますけれども、これは若美町、旧若美町にある夕陽温泉WAOの管理運営委託料でありますて、株式会社若美観光物産開発に委託しているものでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤金一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤金一君） 私からは、予算書の104ページの学童保育費についてお答え申し上げます。

まず、学童保育につきましては、若美町では、旧若美町では3カ所、それから男鹿市、旧男鹿市では5カ所開設しております。子育て支援のため少子化対策の一環として、今年度からは男鹿市の方では船川にもう一カ所ということで、南小学校で実施しております。そういう関係で、この学童保育費531万2千円でございますけれども、この内容といたしましては、旧男鹿市の5カ所、それから若美町の3カ所にかかる4月から6月までの人物費が主でございますけれども、男鹿市につきましては指導員が6名、それから指導員の補助員として1名、それから旧若美町の3カ所につきましては指導員が3名、それから補助員が6名、こういう体制で、この指導員の報酬が331万6千円、それから補助の賃金として125万7千円の措置であります。それから費用でございますけれども、これ取り方によってあれでございますけれども、一応保育料としては2千円をちょうだいすると、そのほかおやつ代の実費をいただくと、こういうことになっております。それから、保育所の、保育園の関係の預かり保育の関係でございますけど、これについては予算書の102ページ、第2項の児童福祉費

の中の7節の賃金、それから8節の報償費ということで、臨時保育費のかかわる部分が1千568万2千円、それから報償費のところで特別保育事業の報償費ということで11万3千円を3カ月間で見ておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。4番

○4番（大渕與吉君） 今の説明で理解できました。保育園の預かり保育も、年少を預かる保育でなくても、この2千万以上の予算を置いていただけるということで、結構なことだなと思っております。

それから、今回のこの予算の中に132ページですか、の中に温浴ランドおが管理運営費と2千300万ぐらいの予算がありますね、ただ、さっきの説明で温泉WAOの方にもいくらかの管理運営の予算を置いてあるということありますけども、これは若美町の場合は、今まで年間2千800万ぐらいの町からの補助を繰り入れしておるわけでございますけれども、今後もこのあとに温泉WAOの方には、そういう予算を6月の政策予算の中に見積っておるのかどうか、そこら辺も重ねてお願ひいたしたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） お答えいたします。

夕陽温泉WAOについては、今132ページの温泉保養施設管理運営業務2千800万円、これが夕陽温泉、2千800万円であります。同額、昨年と同額を計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。

○4番（大渕與吉君） 以上でございます。

○議長（杉本博治君） 4番大渕與吉君の質疑を終結いたします。

次に、6番吉田清孝君の発言を許します。6番

○6番（吉田清孝君） 6番吉田でございます。

議案第14号平成17年度一般会計暫定予算について、人件費関係についてお尋ねいたします。

合併の効果については人件費の減が求められているわけでありますけれども、平成16年度の暫定予算の人件費、一般会計の職員数420人から404人、16名の減になっております。その退職、いわゆる旧男鹿市分といいますか、それから旧若美町分等について、内訳をお聞かせ願いたいなと思います。聞くところによりますと、内示がありました段階で2名の退職者がおると、おったというふうに聞いておりますけれども、どのような事情でそういう形になったのかなと。また、人事異動に際しては、さまざまな旧男鹿市の実情でありますけども、いろいろな希望をしながらね、対応しているという中で、どういう事情でその内示があった中でやめられたのかなと、その事情等も、もしわかりましたらお聞かせ願いたいなと思います。

この予算、暫定予算の中でちょっと気にかかるのは、いわゆる私の記憶ですと等級別の職員数といいますか、そういうのが表に載っておらない。暫定予算だから載っておらないのかなと、そのあたりですね、等級別職員数もちょっとわからないものですから、そのあたり、一般、通常の予算でいきますとそれが載ってたように思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

それからですね、16年度の暫定予算の中で22日から10日ぐらいで残業手当というのが非常に2千万ぐらい、これは非常にいろんな形で職員の皆さんが難儀されて、時間外手当があったんじゃないかなと推察するわけでありますけれども、暫定予算の中で3千600万ですね、そうしますと一億二、三千万というか、普通考えると、男鹿市においても、この残業手当については随時減らしていただきたいという中で、ノーリミテーとかですね、そういうこともあったんですけども、今、この合併効果の中で404人という、増えたのか、ちょっと、私は実態あれですけれども、残業手当がですね、この暫定予算の中で3千600万ほどというのは多いんでないかなという意味で、そのあたりの考え方といいますかね、まず、合併に際しての残業手当の増はわかりますけれども、一体的になったときにちょっと多いんでないかな、減らしていただきたいという要望の中でお尋ねするわけですけれども、それらについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　人件費についてお答えいたします。

まず異動後の退職の事情からちょっと説明いたします。異動内示後に3名ほど退職なさっております。それで、この事情につきましては、それぞれいろいろございますけれども、自己都合ということで伺っております。

それから、3点目の等級別の予算が載っていないということでございます。それで、等級別につきましては、これは暫定予算でございまして、6月の当初、本予算につきましては正式な形で載せたいというふうに考えてございます。参考までに市の全体での等級、役職での人数をちょっとお知らせしたいと思います。現在、医療職を除きまして部長級が10人、それから課長級が38人、主幹級が50人申しわけございません。4月1日現在で、訂正させていただきます。部長級が8人、課長級が34人、主幹級が45人、課長補佐級が65人、係長級が45人、主査級が78人、主任が89人、それから主事が41人、主事補が25人、単労職員が51名で合計481名ということになっております。

それから、平成17年度の当初予算で3千600万円ほどの時間外ということで、大分私どもも節約しておりますけど、この中に含まれてる大きいものは選挙にかかる時間外手当がかなり含まれておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、以上でございます。

申しわけございません。答弁漏れがございました。職員の16人の減の内容でございます。全体で申し上げますと、これ一般会計でございますが、退職によりまして減っているわけでございますが、全体の人数で申し上げます。3月22日現在、新市になった時点でございますが、これが医療職を除きまして501名ございます。3月31日の退職者が全体で26名ございます。それで、4月1日に採用が6名ということで4月1日現在では481名という内容になってございます。この退職者と採用数の差で20名ほど全体では出ております。それで、これが一般会計におきましては、ほかの会計にも措置されてございますので、この給与費明細でいきますと一般会計では16名の減という形になってございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。6番

○6番（吉田清孝君） 420名から404名と16名の内訳が退職者は26名ですか、3月議会においても議論があったのは、要するに職員採用の時点で、いわゆる試験の

時点で男鹿市が1・2名の退職予定者の中で3名だと、そしてまた旧若美町さんが3名の退職者の中で3名ということで合意がされたということで、この予定については過去に議論のあったことですから、まずこれはあれですけども、私はですね、その後、十数名ですか、旧男鹿市の分で希望退職者がおったと。そういう中で1・6人減ってこういう人件費になったと。さらにここで問題、問題というか私聞きたいのはね、内示があった時点で3人自己都合で辞めたという部分について、やっぱり人事の異動のあり方でちょっとね、あったのかなという部分で、それ以上答弁できないのかちょっとわからないけども、通常の、今回は、今回は特別ですよ、ますね。男鹿のいわゆる人事異動のあり方でいろんな意見を聞きながらだとか、いろんな希望とかってあるわけでしょう。それと、そういう自己都合じゃなくて、その人事異動の何といいますか、不利益までいかないだろうけども、非常に辞めざるを得ない部分があったんでないかなという部分でね、非常に心配しているわけですけども、そういうのは答弁できないんだろうけども、非常にね、非常に3人も辞めたということがね、内示があって、通常あり得ないでしょう、あんまりね。そのあたりは深刻に受けとめませんか、人事担当のあれとして。それは、私、職員の部分でもうちょっと人事異動のあり方を研究していただきたいなという部分の要望をしておきます。

等級別職員数の中でちょっと暫定予算だといらないということでいいんですか。そして、さらにこのたびの昇級という中で、非常に何といいますか、具体的なあれが、若美さんとのことで、どういうふうにこううまくいったのかなと。この基本的な考え方ですね、要するに給料表も違っていたわけですよね。片や8級ですか、7級ですか、こっちは9級だという部分でこうね。そのあたりの考え方がざくばらんにというか、单刀直入にこういうことでさっきの主幹クラス何名、部長クラス10名、係長45名とか、非常にね、それがスムーズにいったということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　お答えいたします。

人事異動の件でございますけれども、異動内示後3名、自分のやりたいことをやり

たい、あるいは体調が悪い等々の自己都合で3名退職の申し出があったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。それから等級別の暫定予算についてでございますが、暫定予算の場合の設定が、実は明確になってございませんので、今回比較等できない中で、今回は載せなかったということで、6月の本予算の時点では明確に載せたい、当然載せるようになってございますので、ご理解をいただきたいと思います。それから、職員、若美町の職員の配置というようなことで、この待遇の関係では基本的に給料的には現状のままというような形の中で、今回異動が、内示が示されておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。

○6番（吉田清孝君） ありません。どうもありがとうございました。

○議長（杉本博治君） 6番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。24番

○24番（越後貞勝君） 今、ただいまの吉田君の発言と兼ね合いますけども、私なりの別な範囲で質問いたします。

まず、新市になって2週間足らずで大変職員も忙しいかと思いますけども、その中で先ほど吉田君も申し上げましたけども、420人の職員の中で、現在404名で16人不足してるけども、現在、新市発足の中で職務が現在の体制で十分やっていけるかどうか、そこあたり、まず職務執行者にお尋ねいたします。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） 十分やっていけます。

○議長（杉本博治君） 24番

○24番（越後貞勝君） それを聞いて、私も質問内容が14号の案に、予算に関連して質問いたします。ということは、今回の予算の中で暫定予算として総額53億5千800万ぐらい計上してございます。その中で、人件費が9億7千300万あります。私が一番聞きたいことは、新市になっても一番基本的なものはやっぱり財源的な縮小と経費削減するために何をするのか。自然減の職員退職者が一番基本だったと。そういうようなもとで合併したはずだと思います。ところが、これは、非常に言はずらい

し、答えずらいかもしれないけども、旧若美町では15年度末で115人の職員がありましたけれども、16年で3名が退職したからその補充をしなきゃいけないということで17年の1月付けで3人採用しています。これ間違いありませんか。ということは、今、16人で新市不足してもスタートして、これ十分やっていけるのにもかかわらず、なぜ3月21日までの期間、80日間はその3名不足であっても職務を兼用してやることできなかったのかどうか。私から見れば、その3名を必要であって採用するのはこれ結構です。だけれども、経費削減からする基本的なものとなれば、その3名の人物費が17年度のこの9億7千万の中に暫定されて予算で計上されているんです。だから、私として見れば3人は17年度に採用3人またてるんです。だから、その3人はしなければいけない理由が、男鹿市民として私は納得できなかったんです。それで、話によると3人にしたのは合併期日が間近であまり仕事もないし、ただ遊んでいるような状況の職員だと、こういうふうにして聞こえたけども、これもし間違ってたら訂正しますけども、そういうふうに私どもに聞こえてきました。となれば、その3人の採用がいかにこの男鹿市の人件費の長い目で見れば負担にかかるかということなんです。新市になって採用した分には差し支えないです。これお互いに助け合っていかなきゃいけないんだから。だけれども、私にしてみれば県の指導下で一番懸念されたのが、知事からも発言ありましたけども、駆け込み採用は極力これは抑えなさい、できないんだとそういうふうに言われているにもかかわらず、私から見ればそういうふうにして見られるんです。だから、その当時、お互いの持ち分、配分、いろいろ等で合併して、首長同士それを関係機関でお互いに話し合ったけれども、もしできたら、その3人採用した必要な職務的なものの中で、しなければいけなかった理由をまずお尋ねします。できなきゃできなくてもいいんですけど。

それで、例えばこの3人の採用が悪いというわけでないんです。だけれども、今までも私ども男鹿市のこれは、旧男鹿市の方では若美町との比率的なものは大体4対1ぐらいの割合のものだと、こういうふうにして説明を受けてきました。その中で、例えばその職員が1人10万円かかるとなれば、若美町の旧、そのわずか少ないだろうけども、4分の1になれば2万5千円、あの7万5,000円は旧男鹿市民が負担してやらなきゃいけないような状態です。その短期間であっても、今ここになれば17年の予算、暫定予算の中で、人物費の中で4月で採用して新市になった職員だと別

だけれども、1月に採用したのに、またこの人方6月に賞与出さなきゃいけない。期末手当が2億100万も計上されているんです。本当に私から見れば、むだだというか、失礼にあたるかもしれないけども、そういうふうに見られるんです。とても残念でならないと思います。話し合った当事者がおりますから、ぜひ聞かせてください。

○議長（杉本博治君） 佐藤職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） 越後議員にお答えをいたします。まず、昨年、平成16年4月1日現在の若美町の定数は118名であります。そのときの実際の人数は112名であります。合併の話をした時点で我々は112名を新市に引き継ぐと、こう解釈をいたしております。さらに、私は就任してから120、多分定数は当時、平成8年当時、126名か128名だったと思うんでありますけれども、それから計画的に定数を3年に1回ぐらい見直して、現在118名であります。そして、平成16年4月1日から12月31日までの間に若年退職者が3名ございます。そしてこの中には課長職が2人もございます。現在その担当として大変ごみ処理の問題をかかえている課長、それから税金の収納を抱えている課長、こういった2人が辞めまして、大変それに苦慮したわけであります。その補充のために何とかそこまでは我慢してきましたけども、1月1日で新規に、当時は6名の内定といいますか、合格者をかかえておりましたし、実際に仕事はできますので、その3名を補充したというのが現状でございます。合併を控えて何ら仕事ないという質問でしたけれども、確かに年明けからの2カ月、3カ月でございますけども、この間は非常に合併を控えて大変な作業がたくさんありましたし、実際にそのおかげで現在何とか今合併してもこの人員でやっていけると先ほど答弁申し上げた。

以上であります。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。24番

○24番（越後貞勝君） 今、代行者からその答弁を受けましたけれども、若美の118の定数はわかります。それで、職員も15年度に115名、それで16年度で112名の3名退職して3名を補充したと、これもわかりますけれども、私の一番言いたいことは、今重要なポストなった課長等が退職したために、まずそれを補充しなきゃいけない。大事な課長職員が退職していって、平職員を採用して職務代行できますか、

これ。私からは、非常にこれやっぱりおかしい。兼用させるとか、今、合併時になれば当然助役でも収入役でも兼用するような形の中でいて組織機構するのに、だからこれを私は中身のことはどうでもいいですね。だから、こういうふうにしてやらなきゃいけないものは新市にそのまま持ち込まれてしまったものだから、だから非常に残念だということなんですよ。だから、もし3名がいなければ、改めて17年度のまたその3名を加えて9名の新規採用できる可能性もあったかと思うんです。だから、私から見ればこれは駆け込み採用にしか見えないな、そう思うんです。そう思われても仕方ないと思うんだけれども、最後の質問として、できたらそれを市民に知らせるためにも、旧男鹿市民に知らせるためにもお聞かせください。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） これは決して駆け込み採用ではございません。必要で採用したわけであります。先ほどから新市になってから、さらに3名が退職なされたと、この中に1名若美からも退職者がいます。そのための補充はするわけではないわけでありますけども、何人かはしますけれども、若美からは採用しないということであります。決して何度も申しますように駆け込み採用ではない。合併を控えて大事だと、そして課長に兼務といいましても、課長もそれぞれ仕事持っていますし、課長の役目はあくまでも課長の役目でありましたし、次に課長を目指す、やれるような人を課長職と、こういうことで若い人を補充したということであります。何度も言うようありますけれども、決して駆け込み採用ではないと。必要な人数がありました。こういうことです。

以上であります。

○24番（越後貞勝君） わかりました。

○議長（杉本博治君） 24番越後貞勝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本12件については、会議規則第37条第2項の規定により委

員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本12件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め、終結いたします。

これより議案第14号から第25号までを一括して採決いたします。本12件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から25号までは原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第4 議案第26号から第31号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第4、議案第26号から第31号までを一括して議題いたします。職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第26号 秋田周辺広域市町村圏協議会への加入の専決処分について

議案第27号 男鹿市と秋田県との間の公平委員会の事務委託の専決処分について

議案第28号 男鹿市指定金融機関の指定の専決処分について

議案第29号 秋田県農業信用基金協会への加入の専決処分について

議案第30号 秋田県漁業信用基金協会への加入の専決処分について

議案第31号 男鹿市畑作園芸試験研究センターの指定管理者の指定の専決処分について

---

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長職務執行者

【市長職務執行者 佐藤文衛君 登壇】

○市長職務執行者（佐藤文衛君） ただいま議題となりました議案第26号から議案第31号までの専決処分について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第26号秋田周辺広域市町村圏協議会への加入の専決処分についてであ

ります。

本議案は、合併前の男鹿市及び若美町が加入していた秋田周辺広域市町村圏協議会へ合併後の男鹿市においても引き続き加入するというものであります。

次に、議案第27号男鹿市と秋田県との間の公平委員会の事務委託の専決処分についてであります。

本議案は、合併前の男鹿市及び若美町が秋田県に委託していた公平委員会の事務を合併後の男鹿市においても引き続き秋田県に委託するというものであります。

次に、議案第28号男鹿市指定金融機関の指定の専決処分についてであります。

本議案は合併協議に基づき、株式会社秋田銀行を男鹿市の指定金融機関に指定するというものであります。

次に、議案第29号秋田県農業信用基金協会への加入の専決処分について、議案第30号秋田県漁業信用基金協会への加入の専決処分についてであります。

本2件は合併前の男鹿市及び若美町が出資加入していたそれぞれの信用基金協会へ合併後の男鹿市においても引き続き出資、持ち分を継承し、加入するというものであります。

次に、議案第31号男鹿市畑作園芸試験研究センターの指定管理者の指定の専決処分についてであります。

本議案は、男鹿市畑作園芸試験研究センターの指定管理者に秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長、加藤保廣を指定するというものであります。

以上、提出議案の専決処分についてご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（杉本博治君） 次に、議案の説明を求めます。

まず、議案第26号から28号までについて説明を求めます。板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 議案第26号から28号までの議案について補足説明を申し上げます。

まず、議案第26号は、秋田周辺広域市町村圏協議会への加入の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、議案書の 37 ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は平成17年3月22日から新男鹿市及び潟上市が設置されることに伴い、同日から引き続き秋田周辺広域市町村圏協議会に加入することとし、秋田周辺広域市町村圏協議会規約を変更する専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

恐れ入ります 38 ページお願ひいたします。

38 ページは秋田周辺広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約であります。第3条中、秋田市、五城目町を秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町に改めまして、構成市町村数は3市3町1村とするものであります。5条中では委員の数を会長のほか6人に改めるというものであります。

次のページ、39 ページをお願ひいたします。

次に、議案第27号男鹿市と秋田県との間の公平委員会の事務委託の専決処分についてであります。本議案は平成17年3月22日から新男鹿市が設置されることに伴い、地方公務員法及び地方自治法の規定に基づき、規約を定め、同日からこれまで同様男鹿市が公平委員会の事務を秋田県に委託することについて専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

恐れ入りますが、41 ページをお開きいただきたいと存じます。

41 ページは男鹿市と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約であります。この規約につきましては、地方自治法252条の15に基づきまして、委託事務の範囲並びに委託事務の執行の方法、委託事務に用する経費の支弁の方法等を規定いたしているものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

議案書の43 ページをお開きいただきたいと思います。

次に、議案第28号男鹿市指定金融機関の指定の専決処分についてであります。

次のページの44 ページをお開きいただきたいと存じます。

本議案は、合併協議会並びに地方自治法の規定に基づき、男鹿市の指定金融機関を指定する専決処分を行ったもので、指定金融機関は株式会社秋田銀行で、主たる事務所の所在地は秋田市山王3丁目2番1号であります。

以上で、議案第26号から28号までの説明を終わらせていただきますが、ご承認

賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（杉本博治君） 次に、議案第29号から第31号までについての説明を求めます。山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 私からは議案第29号から31号までについて補足説明をさせていただきます。

議案第29号秋田県農業信用基金協会への加入の専決処分についてですが、これは合併前の男鹿市及び若美町が出資し、加入しておりました秋田県農業信用基金協会へ合併後の男鹿市においても引き続き出資持分を計上し加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

なお、これまでの出資額で、出資額、いわゆる持ち分でありますけども、男鹿市が423万円、若美町が331万円となっております。

47ページをお願いいたします。

議案第30号秋田県漁業信用基金協会への加入の専決処分についてですが、これは前号議案同様合併前の男鹿市及び若美町が出資し、加入しておりました秋田県漁業信用基金協会へ合併後の男鹿市においても引き続き出資持分を継承し加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。これまでの出資額でありますが、男鹿市が1千220万円、若美町が50万円がありました。

49ページをお願いいたします。

議案第31号男鹿市畑作園芸試験研究センターの指定管理者の指定の専決処分についてでありますが、これは男鹿市畑作園芸試験研究センターの指定管理者に秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長、加藤保廣を指定することについて、地方自治法179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。 5番

○5番（三浦利通君） 議案第28号の関係でお尋ねいたしますけれども、自治法の法的な整理の中で、市町村については指定金融機関の指定については任意である、要するにしてもいいし、しなくてもいいというふうな考え方があるわけですけれども、本市がこういうふうにして指定金融機関を指定する意義というか、メリットは何なのか、それから、数多い金融機関の中で、今回の選定はなぜ秋田銀行なのか、他の金融機関との比較検討というのはどういう経緯があったのかお尋ねいたします。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 指定金融機関についてお答えいたします。

基本的にこの専決処分をした議案につきましては、これまで合併協議会の中で協議されて方針、出されました調整方針に基づいて専決処分をいたしているものでございますので、その協議の中で指定金融機関につきましては秋田銀行というふうに定められております。それに基づいて、今回専決処分をさせていただいたということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ございませんか。

○5番（三浦利通君） 再質問だからまだ聞きますけれども、確かに従来の男鹿市ではずっとこういう形で秋田銀行やられてきたといふんだけど、我々はある意味では後学のために先ほど言ったように、なぜこういうふうな形でやるメリットが何なのか、勉強のためにお聞かせください。それで、具体的には、先ほども2点目で質問したように他の金融機関との比較検討というのは、それなりに総合的な判断の中で秋田銀行はよしというふうな従来からの考え方の選定理由というか、背景あったかと思いますが、差しつかえなかったら、その選定理由についてもお聞かせください。そういうことです。

○議長（杉本博治君） 会計課長

【会計課長 佐藤隆二君 登壇】

○会計課長（佐藤隆二君） 確かに地方自治法では県は必置ですけど、市町村は指定金融機関制度に対しては任意であります。それで、指定金融機関制度ということで地方

財務実務提要では、地方公共団体における公金取扱いは収入役が行うと。市の場合が。のが建て前ですが、その取扱いの金額、件数も多く、事務内容も複雑化していることから、かような出納事務の高度化、専門化に対処すべく、さらにまた出納事務の効率的運用と安全を図る見地から、現金の出納事務に元来もっとも熟達しているその銀行、他の金融機関にその事務を掌理させるものとする。これが金融機関制度であります。そういう面から男鹿市は秋田銀行を指定しております、秋田銀行は地方銀行で、北都銀行と2行ありますけど、ディスクロージャーではAクラスということで、固定負債等も少ないという形から秋田銀行を指定させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本6件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め、終結いたします。

これより議案第26号から第31号までを一括して採決いたします。本6件は原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号から第31号までは原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これで4月臨時会を閉会いたします。

---

午後 2時10分 閉 会

# 会議録署名議員

臨時議長 杉本博治

議長 杉本博治

議員 佐藤巳次郎

議員 高野寛志